

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

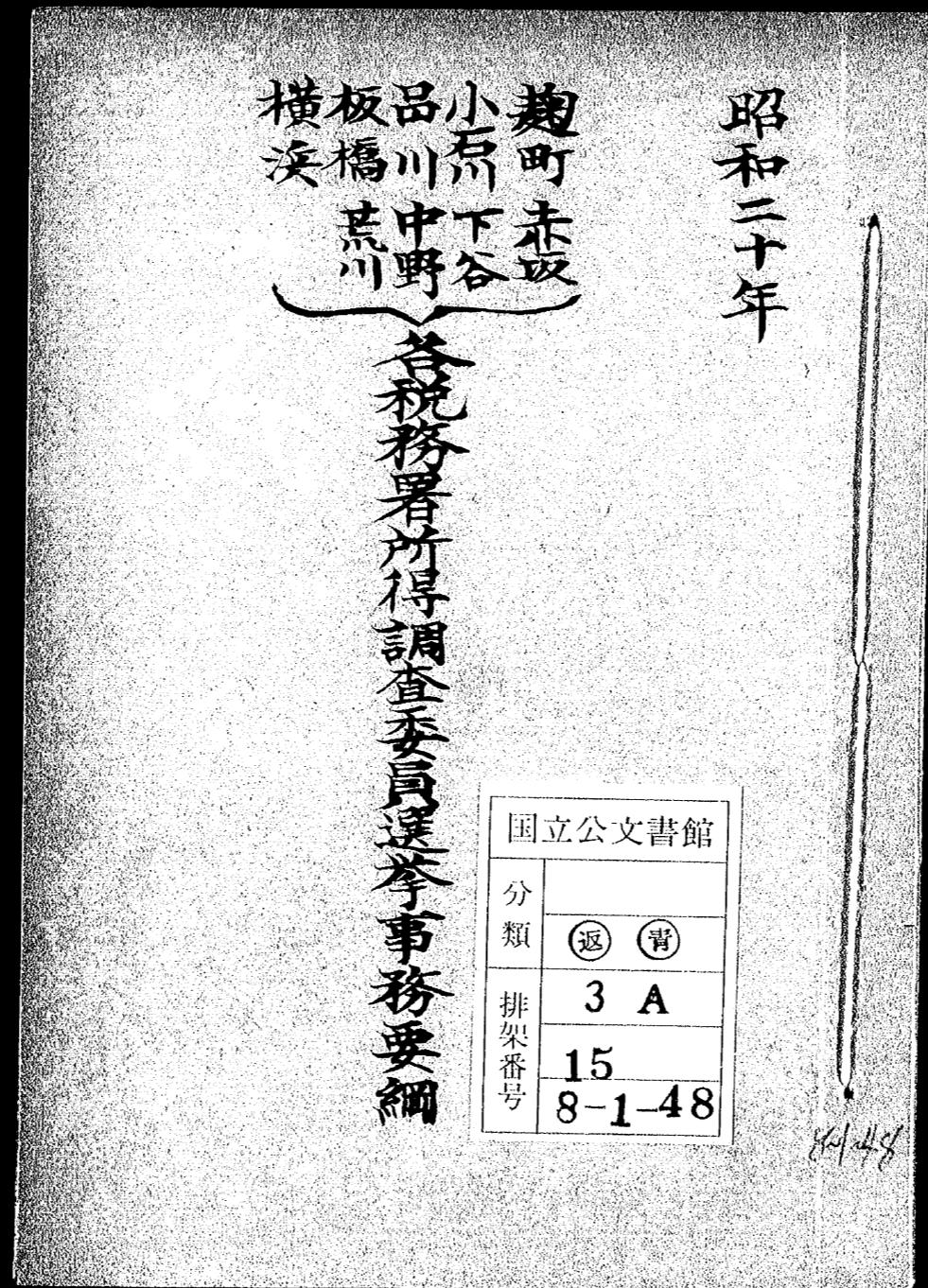
昭和二十年

麹町赤坂  
小石川下谷  
板橋  
横浜  
荒川中野谷

各稅務署所得調查委員選舉事務要綱

国立公文書館	
分類	(返) (青)
排架番号	3 A
	15
	8-1-48

8448



東京財務局

8-1-48

0274

昭和二十年

横板品小石川  
演橋荒中下赤  
川野谷坂

各稅務署所得調查委員選舉事務要綱

國立公文書館	
分類	(返) (出)
配架番号	3 A
	15
	8-1-48

0275

		選舉事務一覽			(数字は本書の 項目を示す。)	
	事項	期限	税務署長の事務	市區町村長の事務		
選舉期日の決定及通知						
選舉人名簿の作成	九月二十五日現在				八	
選舉人名簿副本送付	九月二十九日迄					
選舉期日の公示	十月十八日以前					
選舉人名簿副本縦覧	至自 九月三十一日 十月九日迄				九	
關係人異議申立	同上期間				九	
右に對する決定	申立より五日以内				一〇	
選舉人名簿正本修正					一〇	
同副本修正					一一	
選舉人名簿の確定	十月二十四日				一一	
投票開票立會人選任	十月二十五日				一二	
投票用紙の準備					一二	
投票及開票					一二	
選舉錄作成	同				一二	
選舉報告	同				一二	
選舉會期日の決定公示					一二	
選舉會立會人選任					一二	
選舉人公示					一二	
當選人へ通知					一二	
市區町村長へ通知					一二	
當選人の公示					一二	

財務局員 稲 村 孝 次

東京財務局直統部  
電話丸ノ内線一四三八五二一三八三九

めくれず

0276

凡例

- 一、本書は本年十月執行すべき麹町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及び横濱各稅務署所轄内所得調査委員選舉事務に付當事者の便覽に供する爲編纂したものなり。
- 二、本書は執務上の便を圖る爲めて事務執行の順序に依り法令書式等を示し末尾に今回改選を行ふべき當局管内稅務署所轄内所得調査委員會設置區域及定員數並に選舉に關する罰則を参考として抄錄したるものなり。
- 三、本書は選舉期日を十月二十五日と定め説明を施したものなり。
- 四、本書例示の書式中法令に別段の定めなきものは事務取扱の便宜上一定したものなり。

昭和二十年九月

東京財務局

目 次

◆選舉事務一覽	1
◆所得調査委員の改選	1
選 舉 及 任 期	1
選 舉 資 格	1
選舉區、投票區及開票區	7
◆稅務署長の事務	10
選舉期日の決定及通知	10
選 舉 人 名 簿	11
選 舉 會	16
◆市區町村長の事務	310
準 備 事 務	310

0277

投票及開票事務 ..... 三五  
當選人の公示 ..... 四一

◊別 表 ..... 四三

所得調査委員會設置區域及定數表(抄) ..... 四三

◊參 照 ..... 四三

選舉に關する罰則 ..... 四三

### 所得調査委員の改選

0278

◊選舉及任期  
一 烏町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及横濱各稅務署所轄内現所得調査委員の任期は本年九月三十日を以て終了し、十月中旬に改選を要す。

(所得稅法第五十三條第二項)

選舉區域ノ變更ニ因リ其ノ區域内ニ於ケル第三十六條第一項ノ所得ニ付其ノ年所得金額ノ決定ヲ受ケタル者及個人ノ營業ニ付其ノ年純益金額ノ決定ヲ受ケタル者ノ合計數ニ五分ノ一以上ノ増減ナ來シタル場合ニ於テハ所得調査委員及補缺員ノ任期ハ選舉區域ノ變更アリタル月ヲ以テ終了スルモノトス但シ其ノ選舉區域ノ變更ノ月ガ一月ナルトキハ二月、三月乃至八月ナルトキハ九月、十月乃至十二月ナルトキハ翌年二月ヲ以テ終了スルモノトス

(所得稅法第五十四條)

所得調査委員及補缺員ノ改選ハ前任者ノ任期終了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ  
(所得稅法第四十一條第二項)

二 所得調査委員を選舉するときは同時に所得調査委員と同數の補缺員を選舉す。

(所得稅法第四十一條第二項)

所得調査委員ヲ選舉スルトキハ同時ニ之ト同數ノ補缺員ヲ選舉スセシ

0279

三 今回の改選に因り選舉せられたる所得調査委員及補缺員の任期は改選前の所得調査委員及補缺員の選舉期日の属する月より四年を以て終了す。

(所得税法第五十六條第二項)

選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレタル所得調査委員及補缺員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル所得調査委員及補缺員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

#### ◇選舉資格

四 所得調査委員及補缺員を選舉し又は所得調査委員若は補缺員に選舉せらるゝ資格は次の通とす。

(1) 選舉区域内に居住する者なること。

選舉人名簿調製後選舉の當日までに住所を變更したる場合は左記に依ること。

(1) 同一投票区域内の變更なるときはその投票區に於て選舉すること。

(ロ) 同一選舉區域内の變更にして投票區を異にする場合は選舉人名簿に登録せられたる投票區に於て選舉すること。

(ハ) 選舉區域を異にして變更したる場合は選舉資格を失ふこと。

(2) 所得稅法第三十四條第一項及營業稅法第十六條の規定に依り一月三十一日迄に申告を爲し且其の決定を受けたる者なること。

(イ) 「申告を爲し」とは所得金額又は純益金額の申告を爲したるの意にして申告に付いては左の通り取扱ふこと。

○缺損の申告を爲したる者は無資格とすること。

○控除の申請のみを爲し所得金額又は純益金額の記載なき者は無資格とすること。

○所得金額又は純益金額にして法定の金額に達せざる申告と雖も有資格とするること。

○所得金額又は純益金額の申告書に前年通りと記載しあるもの、其の前年額は前年

申告あるものは決定の有無に拘らず申告額を指し、申告なきものは決定額を指す

ものと看做して資格の有無を決定すること。

(ロ) 臨時租稅措置法、戰時災害國稅減免法に依る免除又は應召從軍軍人の所得又は純

益金額改算の結果納付稅額なきに至りたる場合と雖も選舉資格を有するものなること。

- (4) (3)
- (ハ) 郵便を以て申告したる場合郵便官署の消印が一月三十一日以前なるときは假令期限後に於いて税務署に到達したる申告書と雖も期限内の申告と認むること。
  - (ニ) 被相續人の爲したる納税又は申告は其の相續人の納税又は申告と看做すこと。
  - (ホ) 前項の場合は家督相續たると遺産相續たるとを問はず又其の被相續人の所得又は營業の種目如何を問はざること。
  - (ヘ) 被相續人の受けたる所得金額又は純益金額の決定は相續人の受けたる所得金額又は純益金額の決定と看做すこと。
  - (ト) 所得税、營業税の双方に付申告を爲し且其の双方に付決定を受けたる者と雖も二個の選舉権は有せざること。
  - (チ) 所得税、營業税何れか一方のみを申告し其の決定を受けたるを以て足ること。
  - (リ) 申告、決定及納税の場所が一致せざる場合と雖も<sup>(2)</sup>に依り決定を受けたる者は選舉資格を有すること。

選舉人名簿に登録せられたる者なること。

以上の如く(1)乃至(3)に依り資格を有する者と雖も左の各號の一に該當するときは資格なきこと。(選舉人名簿に登録せられたる者にして選舉當日迄に本項に該當するに至りたる者は資格を失ふ)

- (イ) 無能力者(禁治產者、準禁治產者、未成年者及有夫の婦)
- (ウ) 未成年者の年齢計算は九月二十五日の現在に依ること。(大正十四年九月二十七日以後の出生は未成年なり)
- (エ) 破産者にして復権を得ざる者。
- (ハ) 國稅滞納處分を受けたる後一年を経ざる者。(「國稅滞納處分を受けたる者」とは財產差押の處分を受けたる以上、其の賣却を決行せられざるものと雖も之を包含し、尙「一年を経ざる者」には處分結了の時より一年を経ざる者を含む)
- (ヌ) 六年の懲役若は禁錮以上の刑に處せられ又は舊刑法の重罪の刑に處せられたる者。

0281

六

(ホ) 六年未満の懲役又は禁錮の刑に處せられたる者にして其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者〔其の刑の執行を終り又は執行を受くることなきに至る迄の者〕とは刑の執行を全く終へざる者「現に服役中の者又は假出獄中の者」又は判決確定せるも刑の執行猶豫中の者にして其の猶豫期間の終らざる者を指稱す)

(ヘ) 所得税法第九十四条又は第九十五条の規定に依り禁錮以上の刑に處せられ其の刑の執行を終りたる後又は时效に因る場合を除くの外執行の免除を受けたる後五年を経ざる者。

(ト) 所得税法第八十八条乃至第九十五条又は營業税法第三十三条乃至第三十五条の規定に依り罰金又は科料の刑に處せられ其の裁判確定の後五年を経ざる者。

(チ) 選舉人名簿調製の日の現在に於て選舉資格なき者は假令選舉當日迄に所得税法第四十三条第一項但書各號に該當せざること明瞭なる場合と雖も選舉資格なきこと。

(リ) 稅務代理士は所得調査委員たることを得ざること。

(所得税法第四十三条第一項)

選舉區域内ニ居住シ第三十六條第一項ノ所得又ハ個人ノ營業ニ付其ノ年法定ノ期限迄ニ所得金額又ハ純益金額ノ申告ナ爲シ且其ノ決定ナ受クタル者ニシテ選舉人名簿ニ登録セラレタルモノハ所得調査委員及補缺員ヲ選舉シ又ハ所得調査委員若ハ補缺員ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 無能力者  
二 破産者ニシテ復権ナ得ザルモバ  
三 國稅滞納處分ヲ受ケタル後一年ヲ経ザル者

四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑罰ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者

五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

六 第九十四条又ハ第九十五条ノ規定ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リタル後又ハ时效ニ因ル場合ヲ除クノ外執行ノ免除ナ受クタル後五年ヲ経ザル者

七 第八十八条乃至第九十五条又ハ營業税法第三十三条乃至第三十五条ノ規定ニ依リ罰金又ハ科料ノ刑ニ處セラレ其ノ裁判確定ノ後五年ヲ経ザル者

(所得税法第四十三条第二項)

稅務代理士ハ所得調査委員ナルコトヲ得ズ

◆選舉區、投票區及開票區

五 東京財務局管内麹町、赤坂、小石川、下谷、品川、中野、板橋、荒川及横濱の各稅務署に於ける所得調査委員會設置區域及所得調査委員の定數は別表(卷末参照)の通なり。

（所得稅法第四十條） 各種務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在レ市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得ズ。

所得調査委員ノ定數ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム但シ定數ノ増減ハ改選期ニ於テスルノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ。

（所得稅法施行規則第四十七條） 所得稅法第四十條第一項但書ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クベキ市ヘ大藏大臣之ヲ指定ス。

（同四十八條）

所得調査委員ノ定數ハ七人トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ大藏大臣ハ之ヲ増減スルコトヲ得。

（同施行細則第九條）

所得稅法第四十條、同法施行規則第四十七條及第四十八條ノ規定ニ依リ所得調査委員會ヲ置クベキ區域及調查委員ノ定數ハ別表ニ依ル。

六 所得調査委員選舉の投票區及開票區は市町村の區域に依ること。但し東京都の中舊東京市及横濱市に在りては區の區域に依る。

七 所得調査委員及補缺員の選舉區域は所得調査委員會を置くべき區域（別表參照）に依る。又選舉會に關する事務は稅務署長之を擔任す。

（所得稅法第四十一條第一項）

所得調査委員ハ各選舉區ニ於テ之ヲ選舉ス

（同第四十二條第一項）

所得調査委員及補缺員ノ選舉區域へ所得調査委員會ヲ置クベキ區域ニ於テ投票區及開票區ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ市制第六條又ハ第八十二條第三項ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル。

（同第四十四條第一項）

投票及開票二關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ選舉會ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

税務署長の事務

◇選舉期日の決定及通知

八 税務署長は選舉期日を十月二十五日と定め、成るべく九月三十日迄に到達するやう左記様式に依り選舉人名簿副本を添へて市區町村に通知すること。

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年九月 日

何税務署長 氏 名

市、區、町、村長 殿 所得調査委員及同補缺員選舉期日通知書

一、選舉期日 昭和二十年十月二十五日

右期日ニ於テ所得調査委員及同補缺員選舉執行ノ上其ノ結果ヲ選舉終了後直ニ報告相成度選舉人名簿副本添付

右及通知候也

(イ) 市區町村長に於て選舉期日の公示を爲したるときは其の月日の報告を受くること。

(ロ) 一投票區を通じ棄権又は其の他の事由に因り投票せかりし場合と雖も其の旨直に市區町村長より報告を受くること。

(ハ) 奈川縣知事には本局より通知

(イ) 選舉人名簿に登録せられたる者なき市區町村に對しても選舉期日を通知すると共に選舉期日前二十日(十月五日)を期し、五日間選舉人名簿に登録せられたる者なき旨を公示せしむること

(所得稅法第四十五條第一項)

税務署長ハ所得調査委員及補缺員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市區町村長ニ通知スベシ

◇選舉人名簿

九 九月二十五日(選舉期日前三十日)現在に依り選舉人名簿正本及副本を調製し、其の副本は關係者の縦覧に供する爲成るべく九月三十日迄に市區町村長に送付す。(八の通

知に添付すること)

副本には當該市區町村分に限り記載するを以て足る。

若し當該市區町村に選舉資格者なき場合は名簿の表紙に「選舉資格者無シ」と朱書す。

(所得稅法第四十三條第四項)

選舉人名簿ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

(同施行規則第五十條第一項)

稅務署長ハ選舉期日前三十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依り選舉人名簿正副二通ヲ調製シ副本ヲ市區町村長ニ送付スベシ

(同施行規則第七條)

所得稅法施行規則第五十條第一項ノ規定ニ依ル選舉人名簿ハ第四號書式ニ依リ調製スベシ

#### 第四號書式（用紙日本標準規格B5）

住居所	氏名	摘要	要

#### 備考

一 名簿開製後之ヲ修正シタルモノ及選舉當日迄三所得稅法第四十三條第一項各號ノ一二該當スルニ至リタルモノハ其ノ事由及年月日ヲ摘要欄ニ記載スルモノトス

二 名簿ノ表紙ハ左ノ通調製スルモノトス

同年何月何日現在調

#### 所得調査委員及補缺員選舉人名簿

正本(副本 何處何村分)

何 稅 稅 署 長 團

0234

- 一〇 選舉人名簿縦覽期間内たる十月五日より十月九日迄の間に關係者より異議の申立ありたるときは、申立を受けたる日より五日以内に之を決定し左記様式に依り申立人に通知す。

0285

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年十月 日

何 稅務署長 氏 名

何 市區町村 某 殿

選舉人名簿ニ關スル決定通知書

昭和二十年 月 日附所得調査委員及補缺員選舉人名簿ニ關スル異議  
申立ノ判決シテ通決定シ

一、申立ヲ採用シ難シ

(何々ヲ何々ト修正ス)

(何々)

一一 前項に依り名簿の修正を要するとき及異議申立なきも選舉當日迄に選舉資格なきに至るものあるときは、正本を修正し、直に市區町村長をして副本を修正せしむる爲

左記様式に依り通知を爲す。

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年 月 日

何 稅務署長 氏 名

市、區、町、村長 殿

選舉人名簿副本修正通知書

所得調査委員及補缺員選舉人名簿副本左記ノ通修正相成度

右及通知候也

記 (「内ハ除線ヲ施スコト)

住居所	氏名	摘要	要
何、何、何、何、番地	甲 野 太 郎	昭和二十年 月 日死	
何、何、何、何、	乙 野 二 郎	昭和二十年 十月 日異議申立ニ依リ修正	
何、何、	何々		

(所得稅法施行規則第五十條第三、四、五項)

關係者選舉人名簿ノ副本ニ付眞誠アルトキハ徵選期間内ニ之ヲ稅務署長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ  
稅務署長ハ其ノ申立ヲ受クタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ決定ベシ  
前項ノ場合ニ於テ其ノ決定ニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルトキハ稅務署長正本ヲ修正シ名簿確定期日前市區町村長  
ヲシテ其ノ副本ヲ修正セシムベシ  
選舉人名簿ハ選舉期日ノ前日ヲ以テ確定ス

### ◇選　　舉　　會

二三 選舉會は豫め市區町村長より選舉報告書の到達すべき日取を見込み(豫め打合せ置くこと)適宜の期日を定むること。その期日は左記様式に依り稅務署及適當と認むる場所(大體當該選舉區域内の市區役所、町村役場掲示場を可と認む)に公示すること。

(用紙適宜)

### 公　　示

當稅務署所轄内(市部)所得調査委員及補缺員選舉會ノ日時及場所左ノ如シ

一、選舉會ノ日時 昭和二十年十月 日午前 時開始

一、選舉會ノ場所 當稅務署(何々)

右公示ス

昭和二十年十月 日

何　稅　務　署　長

(所得稅法施行規則第五十五條)

選舉會ハ豫メ稅務署長ノ公示シタル場所及日時ニ於テ之ヲ開ケ

一三 選舉會には、各選舉區域毎に、有権者中より適宜二人の立會人を選任し左記様式に依り通知す。

立會人は成るべく候補者に非ざる者を選任し當日立會に支障なきやう豫め内諾を求め置き尙萬一の故障に備ふる爲補缺者を銓衡し置く等遺漏なきを期すること。

6286

(用紙日本標準規格B5)

一八

通 知 書

本月何日當稅務署(又ハ何々)ニ於テ執行スペキ當署所轄内(市部)所得調査委員及補缺員選舉會ノ立會人ニ選任候間當日午前 時迄ニ御臨席相成度右及通知候也

昭和二十年十月 日

何市、區、町、村、、、、番地

何稅務署長 氏 名 囲

何 某 殿

(所渭稅法第四十九條)

投票開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムベシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ナ以テ之ヲ定ム

(同施行規則第五十六條)

稅務署長ハ選舉區内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ選舉會ニ立會ハシムベシ

一四 選舉立會人に對する給與其の他

(イ) 稅務署所在地内より選任せられたる者には日當二圓五十錢を支給すること。

(ロ) 同所在地外より選任せられたる者には旅費を支給すべきを以て成るべく當日左記様式の請求書を提出せしめ本局に進達すること。

日當請求書

(用紙日本標準規格B5)

何縣郡市區町村、、、、番地

何 代理店(何々郵便局)支拂ニ指定

某 團

昭和二十年十月 日

日當請求書

支出官 東京財務局長殿

一金貳圓五十錢

但シ何月何日何稅務署ニ於テ(市部)所得調查委員選舉會執行ニ付之ガ立會人トシテ出席立會ニ從事シタル日當一日分

右請求候也

一九

備考

支拂場所は最寄日本銀行代理店又は郵便局を適宜指定記載すること。

旅費請求書

(用紙日本標準規格B5)

昭和二十年十月 日	何縣郡市區町村、、、番地
	何々代理店(何々郵便局)支拂三指定
支 出 官	某 則
東京財務局長殿	
選舉會立會人旅費請求書	
一金	
但シ何月何日何稅務署ニ於テ (市部) 所得調査委員選舉會執行ニ付之ガ立	
會人トシテ出席立會ニ從事シタル旅費	
内 譯	

月 日	摘要			鐵道賃	船 賃	車馬賃	日當
	何月何日	何地出發	何地經過				
計	何地歸着		何糸何分	何糸何分	何糸何分	一 日	日
	金何程	金何程	金何程	金何程	金何程	金何程	金何程

備考

旅費金額は別掲大藏省所管旅費支給規則第七條第一項に依り計算すること。

(大正二年大藏省令第二十五號抜萃)

第四條ノ二 稅務署所在地位内ヨリ選任セラレタル所得調査委員又ハ……ノ選舉立會人……ニハ旅費ヲ  
支給セズ日當二四五十錢ヲ支給ス  
稅務署所在地位外ヨリ選任セラレタル所得調査委員又ハ……ノ選舉立會人……ニハ別表定ムル所ニ依リ  
旅費ヲ支給ス但シ旅行行程陸路七糸未滿又ハ鐵道二十一糸以下ナルトキハ旅費ヲ支給セズ日當二四五十錢ヲ支  
給ス

前項但書ノ適用ニ付テハ陸路、鐵道亘ルノ旅行ナルトキハ陸路一糸ヲ以テ鐵道三糸ト看做ス

旅 費 額

車馬賃 <small>一付百</small>	日當 <small>一日二付</small>	宿泊料 <small>一夜二付</small>	食卓料 <small>一夜二付</small>
二十錢	三圓五十錢	十圓	三圓五十錢

(イ)鐵道賃ハニ等旅客運賃(通行税ヲ含ム)  
 ナ支給ス但急行料金ヲ數スル線路ニ依ル  
 旅行ニシテ片道百料以上ノモノニ在リテ  
 ハ第二種急行料金(通行税ヲ含ム)併セ  
 支給ス  
 (ロ)船貨ハニ等旅客(通行税無船賃機橋貨  
 及寢臺料ヲ含ム)ナ支給ス  
 (ハ)運賃ノ等級ナニ階級ニ区分シタルモノ  
 ハ上級ノ運賃其ノ等級ヲ設ケザルモノニ  
 在リテハ其ノ乗車船ニ要スル運賃ニ依ル

二二

一五 選舉會に於ては市區町村長の選舉報告書に基き被選舉人の得票數其の他を調査し投票の多數を得たる者より順次當選人を定む。

投票の數同じときは年長者を以て當選人とし、年齢同じときは抽籤を以て之を定む此の場合の抽籤は成る可く立會人をして之を行はしむ。

調査委員に當選したる者同時に補缺員に當選するも之を除外し、次點者を以て補缺員當選人とす。

(所得稅法第四十八條)  
 稅務署長前條ノ報告(市區町村長ノ選舉報告)ヲ受ケタルトキハ選舉會ヲ開キ之ヲ調査スベシ

(同第五十條)  
 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齡同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム  
 所得調査委員ニ當選シタル者同時ニ補缺員ニ當選スルモ補缺員タルコトヲ得ズ

一六 選舉會終了したときは左記様式に依り選舉錄を作成す。

(用紙日本標準規格B5)

何稅務署所轄内所得調査委員及補缺員選舉錄

一、選舉會ノ場所 何稅務署

二、選舉會ノ日時 昭和二十年十月 日午前 時開始午後 時終了

三、選舉立會人ノ住所氏名

住 所 氏 名

四、區(又ハ市町村)ヨリ報告ニ係ル投票ノ總數並有效投票及無效投票ノ數

二三

投票人總數

投票總數 (調査委員  
補缺員)

有效投票 (調査委員分  
補缺員分)  
無效投票 (調査委員分  
補缺員分)

票 票 票 票 票 票 何

人

二四

五、選舉會ニ於テ有效又ハ無効ト調査シタルモノ

(イ) 何區(又ハ市町村)ヨリ報告ニ係ル調査委員(又ハ補缺員)ニ選舉セラ  
(ロ) レタル何某ハ選舉人名簿ニ登録ナキモノニ付其ノ投票ヲ無効トス

六、被選舉人ノ氏名及得票數

所得調査委員

票 票

補缺員

票 票

票 票

所得調査委員

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

票 票

629

七、當選人ノ住所氏名

所得調査委員

市 区 町 ..... 番地

何 某

補缺員

市 区 町 ..... 番地

何 某

- 八、所得調査委員被選舉人何某(何年何月何日生)及何某(何年何月何日生)  
ハ得票數同シキヲ以テ年長者タル何某ヲ以テ當選人トス  
九、補缺員被選舉人何某ハ得票數何票ナルモ所得調査委員ニ當選シタルニ  
付次點者ヲ以テ補缺員ニ當選セシム

三、選舉會終了日時

十月 日 何時何分選舉會ヲ終了ス

二、前各項ノ外必要ト認メタル事項

何

以上選舉錄ヲ作成シ立會人ト共ニ署名捺印ス

昭和三十年十月 日

二五

0291

備考

所得調査委員會毎に作成すること。

七 當選人を決定したるときは、左記甲號書式に依り當選人に通知し、乙號書式に依り市區町村長に通知し、丙號書式に依り稅務署掲示場に公示す。

甲號書式（當選人に對する通知）

（用紙日本標準規格B5）

通 知 書

當稅務署所轄內所得調查委員（補缺員）ニ當選相成候ニ付及通知候也

昭和二十年十月 日

何 稅務署長 氏 名 團

何 市區町村 、 、 、 番地

何 某 殿

乙號書式（市區町村長に對する通知）

（用紙日本標準規格B5）

昭和二十年十月 日

何 稅務署長 氏 名 團

何 市、區、町、村長 殿

所得調查委員及補缺員當選者通知書

當稅務署所轄內所得調查委員及補缺員左ノ通常選ニ付此旨公示相成度右及通知候也

所得調查委員 何 某 某  
同補缺員 何 某 某

何 稅務署長 氏 名 團  
同 會 人 氏 名 團

二六

丙號書式(公示)

(用紙適宜)

二八

公 示

當稅務署所轄內所得調查委員及補缺員左ノ通常選ス

所得調查委員

何 何 某 某

補 缺 員

何 何 某 某

右 公 示 斯  
昭和二十年十月 日

何 稅 務 署 長

(所得稅法第五十一條第一項)

所得調查委員及補缺員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長ニ通知スベシ

一八、選舉會終了したるときは調査委員及補缺員の住所、氏名、得票、職業、生年月日、経歴等を調査し左記様式に依り所得調査委員及補缺員名簿に登載し直に其の副本を當財務局長に報告すること。

(用紙日查標準規格B5)

常選 年 月 日 常選 補充	所得調査委員(補缺員)名簿					稅 務 署
	事 故	得 票	職 業	住 所	氏 名	
					生年月日	摘要

所得調査委員會毎に區分し所得調査委員と補缺員とは別紙とすること。

備 考

二九

6292

## 市區町村長の事務

三〇

### △準備事務

一九 稅務署長より選舉期日の通知（八参照）を受けたるときは左記例示に依り公示すること。（此の公示は選舉期日七日前（十月十八日）に爲せば可なるも成るべく二〇の選舉人名簿副本縦覧期日と同時に公示するを可とす。從て縦覧開始期日たる十月五日前に爲すこと。）

投票の時間及開票の時刻は區内の有権者數に依り適宜に定むること。

（用紙適宜）

#### 公示

何稅務署所轄内（市部）（郡部）所得調査委員及補缺員選舉ノ投票及開票ノ場所、日時及選舉人名簿副本縦覧期間左ノ如シ

一、投票及開票ノ場所 當區役所（何々）

二、投票ノ日時 昭和二十年十月 日 自午前五午後六時  
三、開票ノ時刻 同日午後六時  
四、選舉人名簿副本縦覧期間 昭和二十年十月五日ヨリ五日間

右公示ス

昭和二十年十月 日

何區（市町村）長

（所得稅法第四十五條第二項）

市區町村長前項ノ通知（選舉期日ノ通知）ヲ受ケタルトキハタクトモ選舉期日七日前其ノ旨ヲ公示スベシ  
(同施行規則第四十九條)

所得稅法第四十五條第二項ノ規定ニ依ル公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

二〇 稅務署長より選舉人名簿副本の送付を受けたるときは十月五日より十月九日迄の五日間市區役所、町村役場に於て關係者の縦覧に供すること。

（所得稅法施行規則第五十條第二項）  
市區町村長ハ選舉期日前二十日ヲ期トシ其ノ日より五日間市區役所又ハ町村役場ニ於テ選舉人名簿ノ副本ヲ關係者ノ縦覧ニ供スベシ

二一 稅務署長より選舉人名簿副本修正通知書（一一参照）を接受したるときは直に修正

三一

0293

6294

すること。

**三二** 投票区内に於ける有権者中より投票及開票に立會する立會人二人を選任し左記の通知を爲すこと（當日立會に支障なき様豫め内諾を受け置く等の要あるべし）尙市區町村内に於て有権者一人なる場合は立會人一人なるも止むを得ざるべし。

（用紙 日本標準規格B5）

通 知 書

本月二十五日當區(市)役所、(町、村役場)、(何々)ニ於テ執行スベキ何稅務署所轄内(市部)(郡部)所得調査委員及補缺員選舉ノ投票及開票立會人ニ選任候間當日午前 時迄ニ御臨席相成度

右及通知候也

昭和二十年十月 日

何市(區、町、村)長 氏 名

何市區町村、、番地

何 某 殿

（所得税法施行規則第五十一條）  
市區町村長ハ投票区内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中より二人ノ立會人ヲ選任ノ投票及開票ニ立會ハシムベシ  
市區町村長ハ投票区内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ中より二人ノ立會人ヲ選任ノ投票及開票ニ立會ハシムベシ

**三三** 投票及開票の立會人には、日當金二圓五十錢を國庫より支給せらるゝに付成るべく  
當日左記様式の請求書を徵し、稅務署長に送付せられたきこと。

（用紙日本標準規格B5）

年 月 日 何縣郡市區町村、、番地 何 某 (印)

支 出 官

東京財務局長殿

日當請求書

一金貳圓五拾錢  
但シ十月 日何市(區)(町)(村)ニ於テ何稅務署所轄内(市部)(郡部)所  
得調查委員選舉ニ付之カ立會人トシテ出席立會ニ從事シタル日當一日分  
右請求候也

備考

支拂場所は最寄の日本銀行代理店又は郵便局を指定すること。

(大正二年大藏省令第二五號)

第五條ノ二 所得調査委員ノ選舉立會人其ノ立會ニ從事スルトキハ國庫ヨリ日當二圓五十錢ヲ支給ス

一四 投票用紙は左記様式に依り選舉人の數に應じ準備すること。

(用紙適宜、黒刷トス)

被選舉人	所得調査委員選舉投票	市區役
	所得調査委員補缺員選舉投票	市區役

三四

(用紙適宜、赤刷トス)

被選舉人	所得調査委員補缺員選舉投票	市區役
	所得調査委員補缺員選舉投票	市區役

(所得稅法施行細則第八條)

所得調査委員及其ノ補缺員、、、、ノ選舉投票用紙ハ第五號、、、、書式ニ依リ調製スルシ(書式前掲ノ通)

二五 投票用紙は選舉の當日投票所に於て之を選舉人に交付すること

(所得稅法第四十六條第四項)

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

二六 選舉人は選舉當日時間内に自ら投票所に至り所得調査委員及補缺員に付被選舉人各

三五

0295

一人の氏名を各別の用紙に記載投票すべきこと。

所得調査委員及補缺員に付各一人一票とし、無記名投票とす。

(所得税法第四十六條第一、二、三項)

選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ所得調査委員及補缺員各選舉ニ付一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ投票所ニ到り被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙三記載シテ投票ス

ベシ

二七 投票の效力は立會人の意見を聽き市區町村長に於て決定す。

(所得税法施行規則第五十二條)

投票立會人ノ意見ヲ聽き市區町村長之ヲ決定スベシ

二八 投票を終りたるときは左記例示に依り選舉錄を作成し、投票の有效無効を區別し、  
共に調査委員の任期間保存すること。

(用紙日本標準規格B5)

所得調査委員及補缺員選舉錄

一、投票及開票ノ場所 何市區役所、(何町村役場)、(又ハ何々)

二、投票ノ日時 昭和二十年十月 日自午前 時至午 時

三、開票ノ日時 同日午 時着手午 時終了

四、立會人ノ住所氏名 何市區町村、、、番地 何某

五、投票人ノ總數 人

六、投票ノ總數 票

所得調査委員 票

補缺員 票

七、投票ノ無効ト認メタル事由

所得調査委員 票

補缺員 票

八、被選舉人ノ氏名及得票 何々ニ依ル 票

補缺員 票

八、被選舉人ノ氏名及得票 何々ニ依ル 票

八、被選舉人ノ氏名及得票 何々ニ依ル 票

0297

昭和二十年十月 日	何 区(市町村)長 氏 名 勉
何 稅務署長 殿	所得調査委員及補缺員選舉報告書
一、投票及開票ノ場所	何 各
二、投票ノ日時	十月 日自午前 時至午 時
三、開票ノ日時	同日午 時着手午 時終了
四、立會人ノ住所氏名	何 市區町村、番地 某
五、投票人の總數	人
六、投票ノ總數	所得調査委員 票 補缺員 票
内 有效投票	所得調査委員 票 補缺員 票
無效投票	所得調査委員 票 補缺員 票

但し便宜選舉録寫を添付割印を施し報告書に代へるも差支へなきこと。  
(用紙日本標準規格B5)

二九 右選舉録の作成と同時に左記例示に依り稅務署長に選舉報告書を送付すること。  
(この報告は選舉會に支障を來さしめざる爲成るべく即刻送付する様取計はれたし)

昭和二十年十月 日 ×	何 市區町村長 某
立 會 人 何 某	某
同 何 某	某
何 某	某
何 某	某

(所得稅法施行規則第五十三條)

市區町村長ハ投票ノ有效無効ヲ區別シ所得調査委員ノ任期間之ヲ保存スベシ

三九

七、投票ヲ無効トシタル事由

所得調査委員

何々ニ依ル

補缺員 票

何々ニ依ル

八、被選舉人ノ氏名及其ノ得票

所得調査委員

票

補缺員 票

何某

以上

(所得税法第四十七條)

市區町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スベシ

(同施行規則第五十四條)

投票ノ開在終リタルトキハ市區町村長ハ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ報告スベシ

一、投票及開票ノ日時及場所

二、投票人立會人ノ住所及氏名

三、投票人及投票ノ總數並ニ有效投票及無效投票ノ數

四、投票ヲ無効ト決定シタル事由

五、被選舉人ノ氏名及其ノ得票數

◇當選人ノ公示

三〇 稅務署長より當選人の通知(一七参照)ありたるときは左記例示に依り公示すること。

(用紙適宜)

公示

何稅務署所轄内(市部)所得調査委員及補缺員左ノ適當選セリ

所得調査委員

何某

右公示ス	
昭和二十年十月	日
何市區町村長	
同補缺員	何某

(所得稅法第五十一條第二項)

市區町村長前項ノ通知(稅務署長ノ當選人通知)ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

(別表) 所得調査委員會設置區域及定數表(抄)

署名	調査委員會区域	調査委員ノ定數	署名		
			調査委員會区域	調査委員ノ定數	調査委員會区域
麹町		八人	中野	十人	
赤坂		十人	板橋	十人	
小石川		九人	荒川	十人	
下谷		十人	横濱	十人	
品川					

選舉に關する罰則

參照

刑法施行法第二十五條(抄錄)

左ニ記載シタル舊刑法ノ規定ハ當分ノ内刑法施行前ト同一ノ效力ヲ有ス

一、第二編 第四章 第九節

舊刑法 第二編 第四章 第九節 公選ノ投票ヲ偽造スル罪

第二百三十二條 公選ノ投票ヲ偽造シ又ハ其數ヲ増減シタル者ハ一月以上一年以下ノ輕禁錮ニ處シ二年以上二十四  
以下ノ罰金ヲ附加ス。

第三百三十四條 賄賂ヲ以テ投票ヲ爲サシメ又ハ賄賂ヲ受ケテ投票ヲ爲シタル者ハ二月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處  
シ三圓以上三十圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十五条 投票・検査シ及ヒ其數ヲ計算スル者其投票ヲ偽造シ又ハ増減シタル時ヘ六月以上三年以下ノ懲罰ニ處シ四回以上四十回以下ノ罰金ヲ附加ス

第二百三十六条 調書ヲ造リ投票ノ結果ヲ報告スル者其數ヲ増減シ其他詐欺ノ行爲アル時ヘ一年以上五年以下ノ懲罰ニ處シ五回以上五十回以下ノ罰金ヲ附加ス

所得稅法(抄)

第二百三十七条 所得調査委員、其ノ補缺員、所得審査委員又ハ其ノ補缺員ノ選舉ニ關シ當選ナ得又ハ得シメ若ハ得シ

メザル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢物品其ノ他ノ財產上ノ利益若ハ公私ノ職務ノ供與ヲ爲シ、獎勵接待ヲ爲シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ爲シタル者ヘ三年以下ノ懲罰若ハ禁錮又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ供與若ハ獎勵、接待ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ其等ノ申込ヲ承諾シタル者亦前項ニ同ジ

第二百三十八条 所得調査委員、其ノ補缺員、所得審査委員又ハ其ノ補缺員ノ選舉ニ關シ投票ヲ得又ハ得シメ若ハ得シ

メザル目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲シ又ハ連續シテ個々ノ選舉人ニ面接シ若ハ電話ニ依リ選舉運動ヲ爲シタル者ヘ一年以下ノ懲罰又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

SHIPPING ADVICE # 15057

SACK # 35

ITEM # 15